

塩尻市週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業の将来の担い手確保や労働環境改善の取り組み推進を、発注者として支援するため、週休2日工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 完全週休2日又は週休2日相当をいう。
- (2) 完全週休2日 工事着手日からしゅん工届日までの期間から控除期間を除いた期間の土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)を現場閉所日とすることをいう。
- (3) 週休2日相当 工事着手日からしゅん工届日までの期間の日数から控除期間の日数を控除した期間に7分の2を乗じて得た日数以上を現場閉所日とすることをいう。
- (4) 現場閉所日 あらかじめ定めた1日を通していずれの現場作業も実施しない日をいう。
- (5) 控除期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 準備期間(工期開始日から施工を開始するまでの期間をいい、現場事務所等の設置、測量等を含む。)
 - イ 後片付け期間(施工を完了した日の翌日からしゅん工届日までの期間をいう。)
 - ウ 夏季休暇期間(8月13日から8月15日までの3日間をいう。)
 - エ 年末年始休暇期間(12月29日から翌年の1月3日までの6日間をいう。)
 - オ 工場製作のみの期間
 - カ 工事事務等による不稼働期間
 - キ 天災に対する突発的な対応期間

(対象工事)

第3条 週休2日工事の対象工事は、市が発注する設計金額3,500万円以上の工事とし、受注者が希望する場合に週休2日工事を実施するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 災害復旧等の緊急を要する工事
- (2) 建築工事(機械設備及び電気工事を含む)

(受注者の取組)

第4条 受注者は、週休2日工事の実施を希望する場合は、工事着手前にその旨を監督員に通知する。

2 受注者は、週休2日工事となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に明示する。

- 3 受注者は、施工計画書に従い、現場閉所を実施する。
- 4 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、同日の前日までに監督員と協議し承諾を得る。
- 5 受注者は、別紙を参考に、週休2日で実施する工事である旨を工事現場において明示する。

(発注者(市)の取組)

第5条 市は、第3条の規定を満たす工事に対して週休2日工事を実施する上で必要な工期の設定を行う。

- 2 監督員は、受注者から前条第1項の通知があった場合、これを受理する。
- 3 監督員は、施工計画書により現場閉所日を確認する。
- 4 監督員は、受注者から前条第4項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。
- 5 監督員は、前条第5項の状況を確認する。
- 6 監督員は、工事記録により現場閉所の実施状況を確認する。
- 7 市は、前条第3項の規定に基づく週休2日の取組実績に応じて、直接工事費及び間接工事費を補正する。この場合において、補正額については長野県の週休2日工事実施要領に準じる。
- 8 検査立会者は、週休2日の達成状況に応じた工事成績評定を行う。なお、週休2日を確保できなかった場合においても減点を行わないものとする。
- 9 市は、受注者が週休2日を達成したことを認めた場合、週休2日工事取組証(別記様式)により週休2日の達成を証明するものとする。
- 10 市は、週休2日工事の対象工事は、公告、入札通知、特記仕様書等に記載する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行し、同日以後に公告又は入札通知する工事について適用する。また、水道事業部にも準用する。

ご迷惑をおかけします

**「週休2日」で工事を実施して
います。**

この工事は、建設現場の働き方改革を推進
するため、週休2日の実施に取り組みます。

**〇〇〇〇〇〇を
なおしています**

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 8:30～16:00

〇〇〇〇〇改良工事

発注者	塩尻市役所〇〇〇課
監督員	〇〇〇〇技師
電話	52-0280
施工者	〇〇〇〇建設(株)
電話	〇〇-〇〇〇〇

別記様式（第5条関係）

年 月 日

〇〇〇〇 様

塩尻市長

週休2日工事取組証

貴社が受注した次の工事について、週休2日を達成したことを証明します。

1 工事名

2 工期

3 取組結果 現場閉所日取得率〇〇. 〇%